

アパートなどの貯水槽定期清掃や点検をしていますか？

貯水槽の維持管理は、設置者(所有者)の責任です。日ごろから適正な管理に努め、水質調査・検査結果は市へ報告してください。

●清掃・点検

水槽に、ヒビや亀裂、異物などの混入がないか、毎年1回以上、定期的に清掃・点検しましょう。特に地震・台風・寒波・大雨などの後は、忘れずに点検しましょう

- 水質検査
蛇口から出る水の色・臭い・味・その他異常がないか、定期的に確認しましょう。異常があるときは、専門機関に依頼しましょう
 - 残留塩素の測定
残留塩素は、規定量(0.1ppm)以上を保つため、適正な管理と塩素濃度の測定をしてください
- 問 給排水課(2階) ☎561-2443、FAX561-2481



6月1日(日)～7日(土)は水道週間

使っていますか水道水

透き通る 誇れる水に 感謝する

問 上下水道総務課(2階) ☎561-2440、FAX561-2481

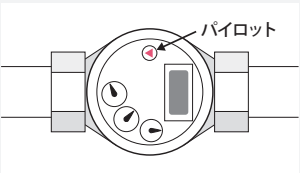
水道水は、暮らしの中で欠かせません。市では安全性を厳しくチェックし、おいしい水道水を皆さんに届けられるよう努めています。最近では、ミネラルウォーターを購入したり、ウォーターサーバーを設置したりと、水道水以外にもさまざまな水があります。水を選択できるようになった今だからこそ、改めて水道水について考えてみませんか。

水道水の特徴

- ①安心
水道法で定められた51項目の水質基準値をクリアしなければ提供することができません。そのため、水質検査を行い、常に安全でおいしく飲める水を届けています。検査の結果は、市のホームページで公開しています。
- ②安定
蛇口をひねれば、いつでも安全でおいしい水が飲めます。災害時に断水が発生しても、復旧までの応急給水体制も整備しています。
- ③安価
水道水500ml当たりの価格は約0.06円※で、低コストで水を利用できます。※市の水道料金から計算

漏水にご注意ください

水道メーターを含む宅内側の水道管(宅内給水管)からの漏水で上下水道料金が高額になる場合があります。宅内給水管は水道使用者の所有物であり、漏水時の上下水道料金や漏水修繕も、使用者の負担となりますので、漏水防止のため、水道メーターを確認しましょう。蛇口を全て閉めた状態で水道メーターのパイロットを確認し、パイロットが回っていると漏水の可能性あります。特に、使用頻度が少ない施設は、漏水が発見されにくく、漏水時の上下水道料金が高額となる場合がありますので、定期的な確認をお勧めしています。



水道メーターの取替を行っています

水道メーターは、法令により8年の有効期間に合わせて、取替えなければなりません。有効期間が満了となる水道メーターの取替を、6月から12月にかけて行います。取替の際には、事前に「水道メーター取替のお知らせ」(ハガキ)で通知した上で、市指定の業者が伺いますので、協力をお願いします。なお、取替に伴う費用は、市が負担します。

あなたのマンション管理組合に無料でマンション管理士を派遣します

「日常の管理やマンション管理組合の運営で困っている」「管理計画認定制度って何?」「長期修繕計画の見直しや大規模修繕工事の進め方は?」などの悩みがありましたら、ぜひ市マンション管理士派遣事業にお申し込みください。

- 対 市内マンション管理組合の管理者や役員など
 - 他 枠の限度に達した場合は、受付を終了します
- 申 6月5日(木)～来年1月30日(金)
- 申・問 建築政策課(4階) ☎561-1502、FAX561-2486



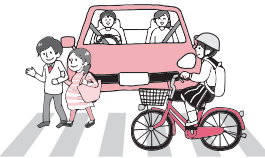
●自転車用ヘルメットを着用しましょう

自転車乗用中に亡くなった人の半数以上が、頭部損傷によるものです。自転車を利用する際には、ヘルメットを着用しましょう。

●横断歩道利用者ファースト運動

横断歩道では、歩行者が優先です。運転者は、歩行者がいなかったことが明らかな場合を除いて、減速や停止をしなければなりません。歩行者は、安全確認後に「手を上げる」などの意思表示を行い、横断してください。

問 交通政策課(5階) ☎561-2343、FAX561-2487



相談・支援

家計の立て直しのための転居費用支援の相談

- 世帯の人の死亡や離職、休業などで経済的に困窮し、住居を喪失、またはその恐れのある人に転居費用を補助します。対象になるかどうか、まずご相談ください。
- ☎ 平日9:00～16:00
- 対 ●世帯収入額が著しく減少した月から2年以内の人
●世帯の生計を主として維持している人(世帯主)
●世帯の収入の合計額、金融資産の合計額が基準額以下であること
●申請には当センターで家計改善支援を受け、転居による家計の改善が見込まれること
- 料 上限123,000～159,000円(世帯人数により異なります) 他 その他にも要件があります

家賃支援の相談

- 離職や休業などで住居を喪失、またはその恐れのある人に家賃を補助します。対象になるかどうか、まずご相談ください。
- ☎ 平日9:00～16:00
- 対 ●離職(収入減少)などにより、家賃の支払いが困難な人
●離職前より、生計を主として維持していた人
●就職活動ができる人
- 料 ●月額家賃補助額
上限41,000～53,000円(世帯人数などにより異なります)
- 他 その他収入や資産などの要件もあります

申 相談希望日時を電話かファクス、Eメールで
申・問 人とからしのサポートセンター(2階) ☎561-6927、FAX561-2482、✉hitokurashi@city.kusatsu.lg.jp

就労相談

どんな仕事があるのか、どんな仕事ができるかを知りたいなどの相談に、経験豊かな就労相談員が丁寧に対応します。

☎ 平日9:00～16:00

所 人とからしのサポートセンター(2階)
※キラリエ草津(大路二)やフェリエ南草津(野路一)などへの出張相談も可能です

結婚新生活を応援します！

結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活の費用の一部を補助します。対象年齢や所得制限、申請に必要な書類など、詳しくは、6月1日(日)から市ホームページでお知らせしますので、ご覧になるか、お問い合わせください。



- 対象経費
4月1日以降に、結婚を機に要した新居の住居費、リフォーム費用および引越し費用
 - 補助額 住居費、リフォーム費用および引越し費用の合計額(限度額:夫婦ともに29歳以下60万円、39歳以下30万円)
- 対 次の全てに該当する世帯
●申請時点で、住民票の住所が、申請に係る市内住宅の住所である(夫婦のどちらかでも可)

- 婚姻日に、夫婦ともに39歳以下
- 1月1日～来年3月31日に婚姻届を提出し、受理されている
- 夫婦の令和6年分の合計所得が500万円未満
- この補助金の申請は初めて(前年に申請をしており、補助上限に達していない世帯は、継続申請可)
- 市税などの滞納がない
- 他市区町村で、同様の給付を受けていない
- 3年以上継続して草津市に居住する意思がある

定 60件程度(先着順)
申 来年2月27日(金)まで(必着)(来年2月28日(土)～3月31日(火)に婚姻届を提出する場合は、担当課に直接連絡してください)

新規

結婚活動を応援します！

結婚相談支援事業

滋賀県の公的な結婚支援センターである、しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」の登録料の半額を補助します。詳しくは、6月1日(日)から市ホームページでお知らせしますので、ご覧になるか、お問い合わせください。



申・問 こども若者政策課(さわやか保健センター2階) ☎562-7882、FAX561-6780